

第2回天理市公募型プロポーザル等検討委員会 議事要旨

- 1 日 時 平成28年8月30日（火）10：00～11：40
- 2 場 所 天理市役所4階特別会議室
- 3 出席者 川崎委員長、島田委員、戸田委員、並河委員、西委員、事務局
- 4 議 題 公募型プロポーザル等の検証等について
- 5 会議経過
 - (1) 川崎委員長から挨拶が行われた。
 - (2) 公募型プロポーザル等の検証等について、各委員からの意見等の概要は、以下のとおり。

◎ 業者選定手続等について

- (1) 選定基準及び採点について
 - 提案者については、コンサルティング会社（主に企画、提案する会社）が中心の連合体の会社と自社で事業を実施する会社と比較する場合、会社の事業形態が違うのであるから、選定基準も工夫、考慮するのが妥当であったのではないかと。また、選定基準を維持するならば、一般社団法人メガソーラー・ジャパンとの連合体であるドイツのワースルソーラー社とアメリカのグリーンパワーキャピタル社も正式な出資按分や合意書をとった上で、1つの事業体としてみなせる状態にして評価するのが妥当ではなかったのではないかと意見があった。
 - 当初8社から事前の応募登録があったが、提案書が提出されたのは2社であった経緯についての確認があり、応募が2社の場合の1次審査のあり方について意見があった。
 - 配点について、当初は福住工業団地造成事業（グリーンテクノ福住）の事業用地として取得した土地を、長年の間活用することができなかつた中で、市の財政負担を軽減する本件プロポーザルの政策目的に照らし活用するため、大きな係数が価格に関する項目に対して付けられていた。一方、その項目の配点は全体の13.33%であり、価格のみをもって最優秀提案者を決定付ける配点ではなく、その他事業者の財務状況や実施体制等を総合的に判断したもので、それぞれの係数について不合理な点は見られなかつた。また、採点について、賃貸借料の提示

価格が応募2社間で1.72倍と大きく差がある中で、価格差を考慮した評価が行われたこと自体、不合理であるとは言えない。全体として適及的に公募決定を否定しなければならないほどの不合理な点は見られなかったとの確認があった。

(2) 財務書類等の提出書類の確認について

- 一般社団法人メガソーラー・ジャパン、グリーンパワーキャピタル社及びワースルソーラー社の連合体（以下「メガソーラージャパン連合体」という。）の事業実施の可能性について、合意事項や出資に関して、より綿密に確認すべきであったと思われるとの意見があった。
- アメリカのグリーンパワーキャピタル社の財務諸表が当初提出されるべき書類が不備であったこと、にもかかわらず代替の書類で足りるとした意思決定のプロセスが不明瞭であること、さらに、ドイツのワースルソーラー社の財務諸表において売掛金が100億円あったことを鑑みれば、その後会社更生法の対象となり得たことについても事前に把握できたのではないかとの意見があった。また、これら財務会計上の点を専門的視点から評価する外部有識者等が参加しておらず、体制が十分に採られていたとは言えないとの意見があった。
- メガソーラージャパン連合体の収支計画について、電力量と地代以外の経費に関する資料を提出させる必要があったのではないかとの意見があった。
- 海外企業の提案書の中に原文のままの資料があることについて、原則は日本語で作成された資料を提出させるべきであったとの意見があった。

(3) 民有地を二期工事提案に含めていることについて

- 民有地を二期工事提案に含めていることについて、提案の概要に関西一を誇る大規模発電と記載されており、その時点で確保されていない民有地を地元の経済効果という点で評価対象とし、それが採点に仮にプラスに働いていたとすれば、本件の審査過程としては適切であるとは言えず、実現可能性等について検証すべきであったとの意見があった。

◎ 公募型プロポーザルのあり方について

(1) 選定委員、審査及び評価について

- 選定委員について、公平性、客観性を担保するため、外部有識者の参

加を得ることが妥当である。特に、応募者の経営内容、財務体質を調査することが事業の性質上重要と言えるプロポーザルの場合は、専門的な見識を有する外部委員を含めた委員構成をする必要があるとの意見があった。

- 審査、評価について、コンサルティング会社については、コンサルティング会社と事業を実施する会社との合意内容の確認や、事業を実施する会社にもプレゼンテーションへの出席を求めるなど、実施体制を検証する必要があるとの意見があった。
- 選定委員によって大きく点数差がついている場合の採点について、合計点の単純比較でなく、今後どのように公募型プロポーザルの中で審査、評価していくかルール化していく必要があるのではないかととの意見があった。
- 採点の係数について、選定委員にあらかじめ不合理な点がないか等を確認する必要があるとの意見があった。

(2) 情報の公表について

- 当時、ホームページで合計点数だけでなく、採点表や提案書を公表していれば、採点の価格の部分が全体の13.33%、価格差が1.72倍などが明らかになり、報道の内容や市民の受け止め方も変わっていたと思われるとの意見があった。
- 市民に不必要な疑念を持たれることがないように、平成25年10月以降の案件、例えば天理市トレイルセンターの指定管理者の公募（平成28年5月実施）では、市ホームページにて、採点表を含めた形で係数配分及び点数を公表し、最終提案者の提案書も公表をしており、改善されているとの確認があった。

◎ 当該事業の継続の妥当性について

- 最優秀提案者の選考後、経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定を受けた後、事業の承継が行われたが、被認定者の地位も含めKクリーンエナジー奈良株式会社を受け継いでいる。また、Kクリーンエナジー奈良株式会社と関西電力株式会社との間で電力受給契約の締結が済んでいる段階であり、これらに基づいた事業が進んでいるとの確認があった。
- 事業の承継について、天理市から3つの条件として提案内容の重要部分に係る変更を認めないこと、事業主体として事業実施能力及び信頼

性を有する日本企業であること、期限内に賃貸借契約できることを課して、事業の承継を許可し、市議会に対しても遅滞なく報告を行っているとの確認があった。

- 現在締結している事業者との賃貸借契約を、事業承継を受けた過程で善意の第三者であることを否定するような新たな事実がない限り、今から遡って解除するとなるならば、事業者から損害賠償請求等をされる可能性もあり、市にとっては経済的に非常に困難な状態を来たすおそれがあるとの意見があった。
- 募集要項上は、地位の移転を否定するような趣旨は記載されておらず、事業を譲渡するという行為自体は適法な一般的商行為である。また、市にとって経済的にも、施設の管理運営が安定的に遂行されるような形で事業譲渡を認めることは、行政の裁量の範疇であり、実質的に適正に公募において最優秀提案に採択された事業が行われるかどうか重要である。よって、市にとって経済的損害はない中で、その裁量に基づく承認の判断は妥当であるとの確認があった。

◎ その他

- 今後の審議日程について、調整が行われた。(第3回は9月16日、第4回は9月23日に開催予定。)